

日雇派遣の原則禁止の例外労働者について、公的書類が用意できない場合という、“例外中の例外”の取り扱いであるべき「誓約書」が散見され、適切な運用がなされない状況が今後も継続すれば、「誓約書」による運用についても見直される可能性

がある。日雇派遣については原則禁止であり、例外要件に当てはまる場合、必要な公的書類があれば許容されるが、それがそろわない場合は原則に戻り“禁止”という取り扱いとなっていることをあらためて認識しておきたい。

## 社会保険・厚生関係

### 国民年金保険料の納付猶予対象者の拡大等を行う「年金事業改善法」の概要

国民年金保険料の納付率向上や年金記録の訂正などを厚生労働省が審査する仕組みを盛り込んだ「政府管掌年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成26年法律第64号）」いわゆる「年金事業改善法」が平成26年6月11日に公布された。これは、年金事業等の運営の改善を図ることを目的として、国民年金保険料の納付率の向上に向けた納付猶予制度の対象者の拡大、事務処理誤り等に関する特例保険料の納付等の制度の創設、年金記録の訂正手続きの創設等の所要の措置を講ずるものであり、以下に概要等を解説する。

野田好伸 特定社会保険労務士(社会保険労務士法人大野事務所)

#### 1. 法改正の概要

主な内容は以下の四つとなっており、一部を除き平成26年10月1日より施行される。

- [1] 年金保険料の納付率の向上方策等（国民年金法、厚生年金保険法等関係）
- [2] 事務処理誤り等に関する特例保険料の納付等の制度の創設（国民年金法関係）
- [3] 年金記録の訂正手続きの創設（国民年金法、厚生年金保険法、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律関係）
- [4] 年金個人情報目的外利用・提供の範囲の明確化（日本年金機構法関係）

#### 2. 法改正の内容

##### [1] 年金保険料の納付率の向上方策等

##### (1) 学生納付特例事務法人制度の見直し

【平成26年10月1日より施行】

現在でも厚生労働大臣の指定する学生納付特例事務法人等（以下、大学等）は、在籍する学生か

ら保険料の納付猶予の申請の委託を受けることができるが、当該申請日を、“大学等が厚生労働大臣に当該申請を提出した日”から“大学等が学生から納付猶予の申請を受託した日”に見直した。

##### (2) 滞納した保険料等に係る延滞金の利率の軽減

【平成27年1月1日より施行】

滞納した保険料に係る延滞金の利率について、現下の低金利を踏まえ、延滞税の利率設定を参考にしつつ、軽減する。当分の間、各年の租税特別措置法93条2項に規定する特例基準割合が年7.3%の割合に満たない場合には、その年中においては当該特例基準割合に年7.3%の割合を加算した割合とし、年7.3%の割合については当該特例基準割合に年1%の割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3%の割合を超える場合には、年7.3%の割合）とすることとした。

##### (3) 国民年金保険料の全額免除制度等の見直し

（新設）【平成27年7月1日より施行】

被保険者の手続き上の負担を軽減し、全額免除

等の申請の機会を拡充する観点から、厚生労働大臣が指定する者が一定の被保険者からの申請を受託できる制度を創設した。なお、当該指定する者が被保険者から申請を受託した日に、厚生労働大臣に当該申請があったものとみなす。

#### (4)保険料納付機会の拡大

##### 【平成27年10月1日より施行】

保険料の納付機会の拡大を図り、無年金・低年金の防止を図るため、現行の後納制度に代わって、過去5年間の保険料を納付することができる制度を創設した。

国民年金の納付期限は原則2年となっているが、平成27年10月から平成30年9月までの3年間に限り、過去5年の後払いを認めるというものである。これは未納期間がある人が過去10年まで遡って納付できる制度が平成27年9月で終了することに伴う措置である。

#### (5)納付猶予制度対象者の拡大

##### 【平成28年7月1日より施行】

若年層に限らず、全年齢層において非正規雇用労働者が増加している状況を踏まえ、納付猶予制度の対象年齢を30歳未満から50歳未満に拡大した(平成37年6月までの時限措置)。

## [2]事務処理誤り等に関する特例保険料の納付等の制度の創設

(1)事務処理誤り等の事由により、国民年金保険料の納付の機会を逸失した場合等について、特例保険料の納付等を可能とする制度の創設(新設)

##### 【公布日から2年以内で政令で定める日より施行】

国民年金保険料は納期限から2年を経過すると納付することができないが、事後的に事務処理誤り等の事由が明らかになり、それにより国民年金保険料の納付機会を逸失したと認められる場合等について、年金受給権を得る途を開く観点から、事後的に特例保険料の納付等を可能とする制度を創設した。

### <対象となる事例>

誤った説明を受けたなど事務処理誤り等の事由により、①保険料を納付することができなかった場合、②付加保険料を納付できなかった場合、③保険料の追納ができなかった場合、④保険料の免除申請ができなかった場合などが対象となる。

### <納付等をした場合の効果>

承認の申し出を行った日に保険料の追納等があったものとみなし、受給権者については将来に向けて年金額を改定する。

#### (2)付加保険料の納付等の特例(新設)

##### 【公布日から2年以内で政令で定める日より施行】

これまでは付加保険料(月額400円)の納付が納期限(翌月末)に遅れた場合、付加保険料の納付について“辞退の申し出をしたものとみなす”取り扱いになっていたが、これを“辞退したものとみなさない”取り扱いに変更した(平成26年4月より開始)。

また、過去に付加保険料を支払う銀行口座に十分な金額がなかったなどの理由で納期限内に納付されず、付加保険料の納付を辞退したものとみなされた期間について、過去10年分の付加保険料の納付を可能とした。ただし、これについては施行後3年間の時限措置となっている。

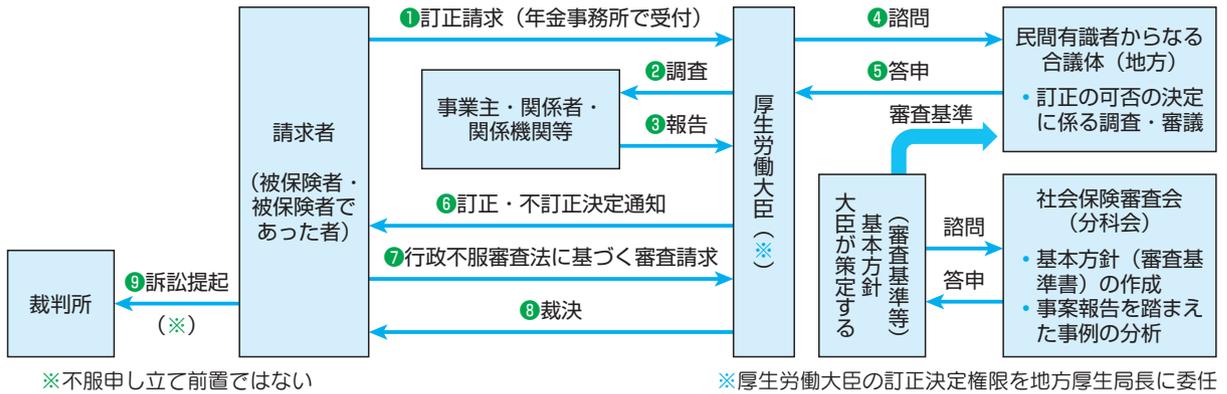
#### [3]年金記録の訂正手続きの創設【平成27年1月1日(訂正請求の受付・調査開始は3月1日、訂正決定等の実施は4月1日)より施行】

年金個人情報について、被保険者等による訂正請求を可能とし、民間有識者の審議に基づき厚生労働大臣が訂正する手続きを整備した。これにより、審査に当たっている総務省の「年金記録確認第三者委員会」は廃止される。

### <訂正手続きのポイント> [図表]

- 年金記録の訂正請求権を被保険者(被験者であった者)に付与すること
- 事実関係をできる限り明らかにするために、厚

図表 年金記録の訂正請求のイメージ図



生労働大臣が関係機関に資料提供等を求める規定を設けること

- 民間有識者からなる合議体の審議によって、厚生労働大臣が訂正決定を行うこと
- 決定に不服がある場合は、不服申立手続や司法手続にも移行可能とすること

#### [4] 年金個人情報の目的外利用・提供の範囲の明確化【平成26年10月1日より施行】

緊急の場合その他やむを得ない事由により本人の同意を得ることができない場合において、市町村等が行う高齢者虐待の調査・確認の事務に類する事務について、年金個人情報の目的外利用・提供を可能とした。